**誓約書**

小田原市長　様

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金（第３弾）を申請するに当たり、次の事項について誓約し、事実誤認による申請と認識した場合又は虚偽や違反が発覚した場合には、交付された支援金を速やかに市に返還します。

１　申請書の記載内容及び添付書類等に虚偽がないこと

２　支援金の交付を受けた後にも事業を継続する意思があること

３　支援金と重複して、国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の交付を受けていない（受けない）こと

４　神奈川県の営業時間短縮要請を受けている事業者でないこと

５　飲食店と直接・間接の取引がある事業者にあっては、当該取引を証明する書類（納品書、請求書等の写しなど）を５年間保存すること

６　飲食店等の事業者にあっては、神奈川県が発行する「感染防止対策取組書」の掲示や「マスク飲食」の推奨など感染の予防に努めること

７　法人にあっては、本支援金の審査に必要な範囲で、市税の課税情報と照合すること及び役員等が暴力団員でないことを市が神奈川県警察本部に照会することに同意すること

８　個人事業主等にあっては、申請者本人が暴力団員でないことを市が神奈川県警察本部に照会することに同意すること

９　市から要請された際は、事業内容の聴き取りや売上帳簿等の資料提出に速やかに応じること

令和３年　　月　　　日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業主等の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞